

横須賀市ホームページ広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、横須賀市ホームページへの広告の掲載（以下「広告掲載」という。）に関して、横須賀市広告掲載要綱（平成18年制定。以下、「広告要綱」という）、横須賀市広告掲載基準（平成18年制定、以下、「広告基準」という）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。
(広告掲載ができる者)

第2条 広告掲載をすることができる者は、法人（独立して自ら事業を営む者を含む。）のうち次の各号のいずれにも該当しない者とする。

(1) 市税を滞納してる者

(2) 前号に掲げる者のほか、市長が広告主として適当でないと認める者

(広告の種類及び範囲)

第3条 横須賀市ホームページに掲載できる広告は、バナー広告（ホームページ上に表示される帯状又はのぼり状の広告をいう。以下同じ。）とする。ただし、バナー広告に結び付けられた情報が広告要綱第3条第1項ただし書、第2項、及び広告基準のいずれかに該当するバナー広告は、掲載しない。

(広告掲載をする原稿の提出期限)

第4条 広告主（広告要綱第7条第1項の規定により広告を掲載することができる者をいう。以下同じ。）は、市長室長が別に定める規格により広告の原稿を作成し、広告掲載を開始する日の属する月の前月5日までに当該原稿を市長に提出しなければならない。ただし、その日が休日を定める条例（平成元年横須賀市条例第10号）第1条第1項に規定する休日（以下単に「休日」という）に当たるときは、その日の翌日（その日が休日に当たるときは、この日以外の日に順次繰り下げた日）までとする。

(使用料の還付)

第5条 広告要綱第13条第1項ただし書の規定により広告掲載料の還付を受けようとする者は、広告掲載料還付申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 広告掲載料の還付の額は、市長が広告掲載の決定を取り消した日から掲載期間の末日までの期間（当該期間が1月に満たないもの又はその期間に1月未満の端数がある場合は、1月として計算する。）の広告掲載料に相当する額とする。

(広告掲載の取りやめ)

第6条 広告主は、広告掲載を取りやめようとするときは、広告掲載取りやめ

申出書（第 2 号様式）を市長に提出しなければならない。

（広告掲載の取消し）

第 7 条 市長は、広告要綱第 14 条各号又は次のいずれかに該当する場合は、広告要綱第 7 条に規定する決定を取り消すことができる。

（1）第 2 条第 2 号に該当したとき。

（2）第 4 条の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により広告掲載の決定を取り消したときは、広告主に広告掲載決定取消通知書（第 3 号様式）をもって通知するものとする。

（その他の事項）

第 8 条 この要綱の施行について必要な事項は、市長室長が定める。

附 則

この要綱は、平成 18 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

第 1 号様式（第 6 条第 1 項関係）

広告掲載料還付申請書

		年 月 日
(あて先) 横須賀市長		
		住所
申請者		氏名
		（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
		電話
広告掲載期間		
取消年月日		
還付金額		
振 込 先	金融機関名	
	預金種別	
	口座名義人	
	口座番号	

第 2 号様式（第 7 条関係）

広告掲載取りやめ申出書

年 月 日 (あて先) 横須賀市長 住所 申出者 氏名 （法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名） 電話	
取りやめ年月日	
取りやめの理由	

備考 取りやめ年月日の欄は、広告掲載をしている場合のみ記入してください。

第 3 号様式（第 8 条第 2 項関係）

広告掲載決定取消通知書

住所 氏名様 横須賀市長 年 月 日 印	
掲載決定年月日	
取消年月日	
取消対象広告	
取消理由	